明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令（環境）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度金融庁経験者採用試験（係長級）公告（人事院）　三
平成二十四年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　四
平成二十四年度財務省経験者採用試験（係長級）公告（同）　五
平成二十四年度農林水産省経験者採用試験（係長級）公告（同）　六
平成二十四年度経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）公告（同）　七
平成二十四年度経済産業省経験者採用試験（係長級）公告（同）　八
平成二十四年度海上保安庁経験者採用試験（係長級）公告（同）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

## 省令

○環境省令第二十二号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）第二条第二項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月六日　環境大臣　細野　豪志

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和四十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」の下に「、別表第二若しくは別表第三」を加え、「附録第一」を「それぞれ付録第一、付録第二若しくは付録第三」に、「算出して」を「算出する方法又はこれらと同等以上の性能を有すると認められる方法により」に改める。

第三条中「別表第二」を「別表第四、別表第五又は別表第六」に、「附録第二」を「それぞれ付録第四、付録第五又は付録第六」に改める。

別表第一中「別表第一（第二条関係）」を「別表第一　原子吸光法による検定の方法（第二条関係）」に改め、同表第一号中「つど」を「都度」に改め、同表第二号中「ケルダールフラスコ」を「分解容器」に改め、同表第四号中「二千二百八十八オングストローム」を「二百二十八・八ナノメートル」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 備考　カドミウム標準原液は市販品を用いてもよい。 | |

別表第二中「別表第二（第三条関係）」を「別表第二　原子吸光法による検定の方法（第三条関係）」に改め、同表第三号中「二千二百八十八オングストローム」を「二百二十八・八ナノメートル」に改め、同表第四号中「くらべて」を「比べて」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 備考　○・一モル毎リットル塩酸及びカドミウム標準原液は市販品を用いてもよい。 | |

別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二　誘導結合プラズマ発光分光分析法による検定の方法（第二条関係）

| 区分 | 方法 |
|---|---|
| 一　試薬の調製（次に示すもの以外は、別表第一に示すものを用いる。） | |
| (一)　イットリウム標準液 | 硝酸イットリウム〇・七七三グラムに硝酸五ミリリットルを加えて加熱溶解した後、冷却し、蒸留水を加えて二百五十ミリリットルとする。この溶液十ミリリットルに〇・一モル毎リットル硝酸を加えて百ミリリットルとする。 |
| (二)　検量線用カドミウム溶液 | カドミウム濃度が〇・〇〇一ないし二ミリグラム毎リットルの範囲で、かつ、イットリウム濃度が〇・五マイクログラム毎ミリリットルとなるように、カドミウム標準液及びイットリウム標準液を混合し、〇・一モル毎リットル硝酸で希釈する。 |
| 二　試料液の調製 | 試料十・〇グラムないし三十・〇グラムの範囲の適量（Sグラム）を容量三百ミリリットルないし五百ミリリットルの分解容器に入れ、蒸留水十ミリリットルないし四十ミリリットル及び硝酸四十ミリリットルを加えてよく混和した後、おだやかに加熱する。暫時加熱した後、放冷し、硫酸二ミリリットルを加え、必要に応じ随時硝酸少量を加えつつ淡黄色ないし無色の透明な液になるまで加熱する。これを冷却した後、イットリウム標準液〇・五ミリリットルを加え、更に〇・一モル毎リットル硝酸を加えて全量を百・〇〇ミリリットルとする。 |